議案第48号

市川市手数料条例の一部改正について

市川市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月15日提出

市川市長 田 中 甲

市川市条例第 号

市川市手数料条例の一部を改正する条例

市川市手数料条例(平成11年条例第40号)の一部を次のように改正する。

別表建築基準法関係手数料の表特殊建築物等敷地の位置の許可の申請に対す る審査の項の次に次のように加える。

建築物の容積率に関する 特例の認定の申請に対す る審査

1件につき 28,000円

別表建築基準法関係手数料の表建築物の容積率に関する特例の許可の申請に 対する審査の項の次に次のように加える。

建築物の建蔽率に関する | 1件につき 33,000円 特例の許可の申請に対す る審査

別表建築基準法関係手数料の表建築物の高さに関する特例の認定の申請に対 する審査の項の次に次のように加える。

建築物の高さに関する特 | 1件につき 170,000円 例の許可の申請に対する 審査

別表建築基準法関係手数料の表建築物の高さの許可の申請に対する審査の項

中「高さの」を「高さに関する制限の適用除外に係る」に改め、同表高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査の項の次に次のように加える。

高度地区における建築物 の高さに関する特例の許 可の申請に対する審査 1件につき 170,000円

別表建築基準法関係手数料の表公告認定対象区域内における一敷地内認定建 築物以外の建築物の建築の認定の申請に対する審査の項中「一敷地内認定建築 物以外の」を削り、「建築の」を「新築又は増築等の」に、「を除く」を「以外 の建築物の新築の認定にあっては当該新築に係る建築物、一敷地内認定建築物 の増築等の認定にあっては当該増築等に係る建築物に限る」に改め、「及び次項」 を削り、同表一定の規模以上の公告認定対象区域内における一敷地内認定建築 物以外の建築物の各部分の高さ又は容積率に関する特例の許可の申請に対する 審査の項中「一敷地内認定建築物以外の」を「建築物の新築又は増築等に係る 当該」に改め、「につき、建築物」の次に「(一敷地内認定建築物以外の建築物 の新築に係る特例の許可にあっては当該新築に係る建築物、一敷地内認定建築 物の増築等に係る特例の許可にあっては当該増築等に係る建築物に限る。以下 この項において同じ。)」を加え、同表公告許可対象区域内における一敷地内許 可建築物以外の建築物の建築の許可の申請に対する審査の項中「一敷地内許可 建築物以外の」を削り、「建築の」を「新築又は増築等の」に、「を除く」を「以 外の建築物の新築の許可にあっては当該新築に係る建築物、一敷地内許可建築 物の増築等の許可にあっては当該増築等に係る建築物に限る」に改める。

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

理 由

建築基準法の改正に伴い、建築物の容積率に関する特例の認定等の申請に 対する審査の事務に係る手数料の額を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。